

第23期 第3回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和7年8月8日（金）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
ウェディングプラザアラスカ 2階「ガーネット」

3 出席者

区分	職名	氏名
委員	会長	松本光明
	委員	富田由廣
	〃	富田高利美
	〃	南谷雅人
	〃	佐京忠史
	〃	尾崎幸弘
	〃	坂岡正彦
	〃	宮野昭一
	〃	関野稔
	〃	木村正則
	〃	中居裕
	〃	堤静子
	〃	赤松靖
	欠席委員	竹林雅史
	〃	工藤徳康
県側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事	野月浩
	主幹	田澤亮
	栽培・資源管理グループ 主幹	白川慎一
	技師	澤田篤
	八戸水産事務所 所長	蝦名浩
	むつ水産事務所 副所長	泉田哲志
事務局	事務局長	三橋潤一郎
	主幹専門員	長谷川清
	技師	傳法利行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：令和7管理年度におけるべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第4号：秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について
原案どおり指示を発動することに決定された。

議案第5号：東部海区漁業調整委員会指示第6号に基づく底はえなわ漁業の新規
操業承認について

原案どおり承認することに決定された。

5 議事の経過

会長

それでは、ただ今から、第23期第3回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第23期第3回委員会については、7月30日に開催予定としておりましたが、津波警報発令のため開催中止とし、改めて本日の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、急な案内にも関わらず、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案5件の審議が予定されていますので委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える13名の委員の御出席をいたしておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、南谷委員と尾崎委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第1号につきまして説明いたします。

議案第1号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

のことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案の第1号について県の方から補足説明させていただきます。

最初にめくっていただきて、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

前回の委員会の時と同様に漁業魚種、そして漁業を営む者の資格、許可又は起業の

認可をすべき漁船等の数等について説明させていただきます。

最初の漁業魚種は、2ページ目ですけども、こちらは、なまこ雜けた網漁業ということでございます。

漁業を営む者の資格としては、東共第45号共同漁業権の行使権者で、操業区域は同じく東共第45号共同漁業権漁場区域ということで、奥戸漁協の漁業者を想定しており、許可すべき漁業者の数は1隻で、備考欄の方に、一番右側の備考欄の方に記載しているとおり、許可の有効期間は、令和7年10月から令和9年4月までとなっており、2年ごとの許可ということで、今回はその更新ということになります。こちらが2ページ目でございます。

続いて、3ページ目とめくっていただいて4ページ目の方と一緒に御覧いただければと思います。

こちらは、漁業魚種は、小型いか釣り漁業（するめいか）でございます。

こちらは、漁業期間は、毎年5月21日から翌年の1月31日まで、毎年1月に諮問させていただいている件でございます。

本年1月の際には、県内漁業者256隻、県外漁業者201隻ということで諮問させていただきました。

今回、これらに加えまして、新規分として、3ページ目では、県内漁業者の分ですけども、こちらは、実際は、大間漁協の漁業者1隻と、続いて4ページ目の方ですけども、こちらは山形県の漁業者1隻について、新規の追加ということで諮問させていただくものでございます。

よって、許可期間は、許可の日から来年の1月31日までというふうになってございます。

また、事前に県小型いか釣り協議会から意見を聴き、了承されているところでございます。

以上が、小型いか釣り漁業（するめいか）に関する概要でございます。

県の方からの補足説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらぬよう、そして発言する際は挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いします。

御質問、御意見ありませんですか。

ありませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、議案第1号については、御異議なしと認め、それでは議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

議案第2号 資料1の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

諮問書

青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について

漁業法第14条第9項の規定により別添のとおり青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針を変更するに当たり、法第14条第10項の規定に準用する第4項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

なお、変更に当たり、字句の訂正等、軽微な変更がある場合は、御了承願います。

これは、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願ひします。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

会 長

はい、白川主幹。

水産振興課 白川主幹

青森県において、水産資源の保存及び管理を行うための方針、以降、「県方針」と呼びますが、この変更について補足説明いたします。

議案第2号 資料1 2ページ目からの新旧対照表を御覧ください。

個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針は、県方針の別紙として定められることとなっており、特定水産資源、いわゆるTAC魚種については別紙1、特定水産資源以外の資源であって、国の資源評価が一定水準まで進んでいるものは別紙2、資源管理協定の対象となる水産資源のうち、国の資源評価が進んでいない資源は別紙3にそれぞれ資源管理の方向性を定めることとなっています。

県方針第8の記載については、令和7年9月より、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）が特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1を開始することとなったため、別紙1の12、ぶりの後に別紙1の13、べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）を追加するものです。

また、3ページ目では、別紙1への移行に伴って、別紙3の11、べにずわい日本海系群を削除するものです。

なお、記載内容については、国の資源管理基本方針及び水産庁長官通知である知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱いにおけるステップアップ管理対象資源の記載例に合わせて作成しています。

以上が、県方針の変更についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、議案第2号「青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針の変更について（諮問）」は諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第3号「令和7管理年度におけるべにずわいがに日本海系群（知事許可水

域) の知事管理漁獲可能量の当初配分について(諮問)」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第3号について説明します。

議案第3号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読みあげます。

諮問書

令和7管理年度におけるべにずわいがに日本海系群(知事許可水域)の知事管理漁獲可能量の当初配分について

特定水産資源(べにずわいがに日本海系群(知事許可水域))に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和7年7月2日付け7水管第748号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

なお、定めるに当たり、字句の訂正等、軽微な変更がある場合は、御了承願います。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により今回諮問があつたもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 白川主幹

はい、会長。

会長

はい、白川主幹。

水産振興課 白川主幹

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について、補足説明いたします。

議案第3号 3ページを御覧ください。

令和7年7月2日付けで、農林水産大臣からべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）に関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、県資源管理方針に即して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するものです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

べにずわいがに日本海系群（知事許可水域）については、令和7年9月から、新たに特定水産資源に指定され、TAC管理のステップアップ1を開始することとなりましたが、その当初配分については、6, 254トンの内数となっております。

これは、TAC管理のステップ1の段階においては、都道府県別漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、当該資源における漁獲可能量の総量の中で管理するものになります。

参考資料として、国が示すTAC管理のステップアップの考え方について4ページ目から添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上が知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

会長

それでは、議案第3号「令和7管理年度におけるべにずわいがに日本海系群（知事許可水域）の知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）」は、諮問どおり決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第4号「秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会長

はい、局長。

事務局長

それでは、議案第4号につきまして、説明いたします。

まず、赤道以北の太平洋での動力漁船により、サケ又はマスを目的とする漁業については、漁業の許可及び取締り等に関する省令の第84条により、一部例外を除き、當んではならないとされており、青森県でも禁止されているところですが、総トン数10トン未満の漁船には、制限がかかっていない状況にあります。

このような制度の中、本県のサケ、マスの再生産親魚の確保等を目的に県からの依頼により、当海区管内においては、総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う、秋さけはえなわ漁業の操業を禁止する委員会指示を昭和62年から発動してきているところでございます。

それでは、議案第4号資料1を御覧願います。

県農林水産部長から東部海区会長宛てに当該漁業の操業制限に係る委員会指示の発動についての依頼文です。

件名及び本文のみ読みあげます。

秋さけはえなわ漁業の操業制限にかかる委員会指示の発動について（依頼）

本県太平洋海域において、いつかり漁業等と操業区域が輻輳するこの漁業について、昨年同様、サケの再生産用親魚の確保と、当該海域の漁業秩序の維持を目的として、漁業関係法令により規制対象とされていない10トン未満船による秋さけはえなわ漁業の操業を禁止して頂きたく、漁業法第120条第1項による委員会指示の発動を依頼します。

これが依頼文となっております。

続きまして、議案第4号 資料2の方を御覧願います。

今回の依頼を受けての指示案でございます。読みあげます。

東部海区管内におけるさけはえなわ漁業の操業の禁止

青森県東部海区漁業調整委員会指示第7号

漁業法第120条第1項の規定により、サケを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

令和7年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本 光明

以上となっております。

この後は、実際の海域、期間、対象者となっておりますが、本来、この指示につきましては、8月1日から発動する予定であったところですが、7月の30日に予定しておりました委員会が本日に変更になったことから、発動日が若干ずれるということになるため、2の期間についての開始日を令和7年〇月〇日ということで空欄としております。

また、はえなわ試験操業につきましては、近年は操業予定がなく、内水面研究所において委託手続きが行われていないと聞いておりますが、将来の資源動向によっては、操業を再開する可能性がありますので、「3 対象者」の但し書きのところで、試験操業のための除外規定を残しております。

なお、県報登載時に若干の字句修正等がある場合は、事務局一任ということで御承認いただきたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願ひします。

会 長

県から補足説明があればお願ひします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

県の方からの補足説明はございません。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

ありませんですか。

ないようですので、それでは議案第4号については、原案どおり委員会指示を発動することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

ありませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ないようですので、それでは、議案第4号「秋さけはえなわ漁業の操業制限に係る委員会指示の発動について」は、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、委員会指示発動に当たって、若干の字句修正がある場合は、事務局一任いたします。

次に議案第5号「東部海区漁業調整委員会指示第6号に基づく底はえなわ漁業の新規操業承認について」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長

事務局長

それでは、議案第5号について説明いたします。

まず、議案第5号の参考資料の1ページ目を御覧ください。

これは、去る2月28日付けで発動されました、底はえなわ漁業の操業に関する指示でございます。

参考資料の2ページ目を御覧ください。

2ページ目の3としまして、承認の対象者は、

(1) 令和6年度に底はえなわ漁業を操業した実績を有する者。

(2) 委員会が特に認めた者

と規定しております。

また、4としまして、承認隻数は6隻以内とする。

5としまして、使用船舶の総トン数は、操業の実績を有する承認船の総トン数を超えないということが規定されております。

このたび、白糠漁協所属の漁業者2名から、底はえなわ漁業の新規操業承認申請書の提出ございました。これは、資料3に入っております。

2名とも、3の(1)令和6年度において、底はえなわ漁業を操業した実績を有するという要件を満たさないため、(2)の方の委員会が特に認めた者、事情やむを得ないとして委員会が特に認めた者に該当するかどうかを御審議いただくというものでございます。

議案第5の資料の方を御覧ください。

1ページ目は、白糠漁業協同組合長から東部海区会長宛てに提出された申請の副申書でございます。

2ページ目が申請書

3ページ目、4ページ目が申請理由書となっております。

申請者は、それぞれ一本釣りいか漁業を主として営んできたものの、新規に底はえなわ漁業の操業をすることにより、漁業経営の安定化を図りたいものとして申請したというものです。

底はえなわ漁業につきましては、承認隻数枠6隻以内として承認してきているところですが、平成29年以降は5隻、また本年度、令和7年度は4隻の承認となっております。今回の申請を承認しても、6隻の枠内に収まるということになります。

また、委員会指示で規定されております、使用船舶の総トン数は、操業の実績を有する承認船の総トン数を超えないものとするという条件につきましても、今回、申請のあった2隻のトン数を加えたとしても、これまで6隻承認の総トン数を超えないものとなっております。

申請者が所属する白糠漁業協同組合からも委員会指示、調整規則を遵守して秩序ある操業をするよう指導するという副申があることから、事務局としましては、事情やむを得ない者に当たると考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会長

県から補足説明があればお願ひします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会長

はい、野月副参事

水産振興課 野月副参事

今、局長の方から説明があったとおりでございます。県の方から、補足説明はございません。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見が

ありましたらお願ひします。

ありませんですか。

富田委員

はい、会長。

会 長

はい、富田委員

富田委員

承認対象者なんですけども、指示の方で実績を有するとあるんですけども、この人の分、どのようにして実績を作ったんですか。県の方に聞きたいんですけど。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

先ほど説明しましたとおり、実績を有する者であれば事務局の方で承認いたします。

今回、2人とも実績がございませんので、委員会が特に必要と認めるかどうかということで、今回、御審議いただくとして議案として出させていただいたものでございます。

富田委員

はい、会長。

会 長

はい、富田委員

富田委員

確かね、はえなわの時もそうだったんですけども。海区の承認っていうの、こっちの方にはなかったような気がしたんだよね。それで、タラとかの底魚類ですか、あの時、要するに実績の付けようがないんですよ、許可がないから。それで、海区の承認を有する者としてあったんですよ。確か、前はこれ、海区の承認というのは無かったはずなんですよ。だから、これ、いつ変わったのかなと思って。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

これは、委員会指示の中で大きく北と南に分けておりまして、南側は厳しい。県の試験操業以外は全く禁止。北側につきましては、海区の承認を受けた者。始まった時から6隻、承認を受けておりまして、その方々が承認を受けて操業をしていたものでございます。

ですので、今回、6隻の方のうち4隻の方は、今でも承認を受けてやっているんですが、2隻廃業したので、残枠が2つあるということで、今回、新規で2人が承認をもらいたいという申請があったものでございます。

富田委員

はい、会長。

会 長

富田委員

富田委員

南側は、私、海区の承認でもって許可が取れるはずだったと思う。北側の方は、北海道とのいろいろな問題で東通の部分の許可を6隻と定めたって、古い話なんだけど、そういうふうに聞いた記憶があるんです。

後継者としては認めるけども、海区の承認というのは、私、初めて聞くんですけど。海区の承認って、南側が海区の承認になるわけですよ。禁止ではないはずです。海区で認めた場合には、南側の方の底魚類は許可するというふうになっているわけです。これ、反対じゃないですか。

事務局長

南側は全面禁止で、海区の承認ではなく、県が試験操業を委託してやった方、今現在、2隻やられています。北側は、これまでどおり、6隻の承認ということで。ただし、実績がある方につきましては、そのまま承認いたしますので、委員会指示は海区の方にお諮りしますが、承認申請、承認につきましては、事務局の方でこれまでやつてきたものでございます。

宮野委員

はい、会長。

会 長

宮野委員

宮野委員

富田さんはこれまで実績がない漁業者を海区で処理したことがないという話をしているが、事務局は、さっき喋ったみたいに、それ以外の新規の申請については、委員会が特に認めたものということで、その6隻の中の2隻の枠が余っているから、我々が、今ここで申請を認めれば、それで承認ですという、そういう説明だと思って聞いているんです。皆さんの意見を聞いてください。

会 長

それでは休憩をいたします。

休憩 午後2時 9分

再開 午後2時25分

会 長

それでは、休憩を取消、会議を再開いたします。改めて委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

ありませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

それでは、御意見もないようですので、議案第5号「東部海区漁業調整委員会指示第6号に基づく底はえなわ漁業の新規操業承認について」は、申請どおり承認することに決定いたします。

それでは、これで議事を全て終了し、これをもちまして、第23期第3回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後2時31分